

今月号に掲載予定だった「おかげさまで10周年! 弊所の歴史(3)」は、紙面の都合により休載となりました。

最新
news

改正貨物自動車運送事業法(改正トラック法)の疑問を解決!

Q&A形式で改正点を確認していこう

前号では、改正貨物自動車運送事業法(改正トラック法)によるルールの変更点を紹介しました。いよいよ、4月1日から法律が施行されます。そこで、国土交通省「改正貨物自動車運送事業法Q&A(令和7年1月31日時点)」を活用して、改正点を再確認していきます。

改正点1 運送契約締結時等の書面交付義務

Q 運送契約を締結する時点で法定の記載事項はすべて網羅していかなければいけませんか。

A 運送契約締結時に未定の事項がある場合(例えば附帯業務の有無など)、当該事項以外の事項について書面交付を行い、後日内容が決定した時点で、その内容について記載した書面を別途交付するという対応をとることについては問題ありません。この場合、当初交付した書面と後日交付した書面の関連性を確認できるようにしておく必要があります。また、後日交付する書面については、遅くとも運送が行われる前には交付しなければなりません。

Q 交付書面は「契約書」である必要はありますか。送り状などでも問題ありませんか。

A 必要な事項が記載された書面であれば、特に書面の形態・様式等は問いませんので、送り状等を交付書面として活用いただくことも可能です。



交付書面の例について、
・書面の場合はP6
・メールの場合はP10
を確認しましょう。

備えのすすめ

今回の改正により、運送事業者の業務負担が増加し、多くの事業者から「すぐに体制を整えるのは難しい」との声が上がっています。一方で、運輸支局監査の即時実施はないと楽観視し、法改正を軽視する事業者もいるかもしれません。しかし、今から備えることが重要です。

現在、国会では運送業許可の「更新制(5年更新)」が議論されており、更新時に行政処分の件数が考慮される可能性があります。これまで処分を受けても業務継続が可能でしたが、更新が認められなければ事業そのものが存続できません。

今回の法改正は序章に過ぎず、本当に備えるべきは許可更新制との組み合わせです。これを防ぐため、今のうちに、できることからコツコツと対応していきましょう。

好評
発売中!

全国の書店
Amazonなどで
お求めください!



実務でのポイント

実務において輸送依頼を行う際、多くの場合、定型化された輸送依頼書やメールが使用されています。

まずは、現状の輸送依頼書等を見て、法律で求められる事項が含まれているか確認しましょう。

- ①運送契約当事者の氏名又は名称及び住所
- ②運送の対価
- ③運送役務の内容(附帯業務が含まれる場合にはその内容)
- ④特別に生じる費用(有料道路利用料、燃料サーチャージ等)
- ⑤料金・運賃の支払い方法
- ⑥書面交付年月日

含まれていない項目があれば、関係者と書式の変更について話し合いをする必要があります。

改正点2 実運送体制管理簿の作成・保存義務



元請事業者はどのようにして実運送事業者やその請負階層を把握することができるのでしょうか。



真荷主から引き受けた貨物の運送が実運送体制管理簿の作成対象であるとき（＝真荷主から1.5トン以上の貨物の運送を引き受け、かつその運送の全部又は一部について利用運送を行うとき）、元請事業者は、
(i) 元請事業者の連絡先
(ii) 真荷主の商号又は名称
(iii) 委託先の運送事業者の請負階層

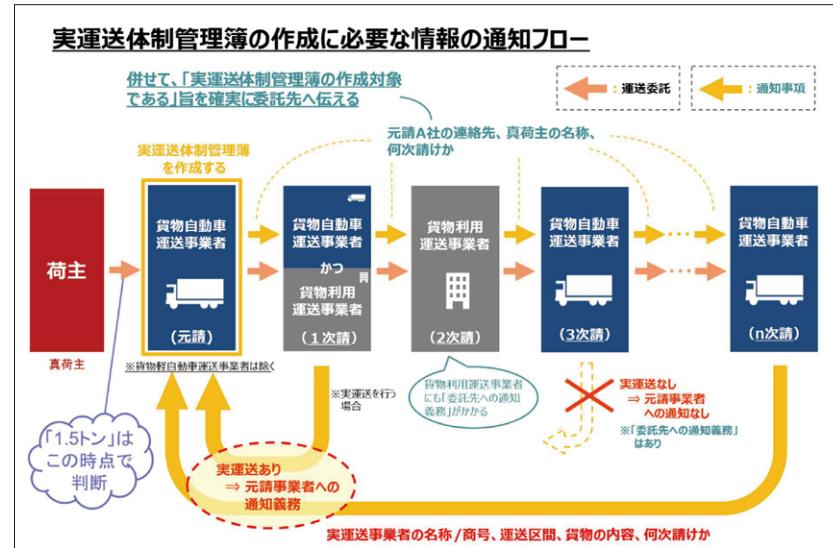
を委託先の運送事業者に対して通知します。なおその際に、**当該貨物の運送が実運送体制管理簿の作成対象である旨を確実に委託先へ伝達する**ようにしてください。

当該通知を受けた運送事業者は、実運送を行ったときは

- ①実運送事業者の商号又は名称
- ②実運送事業者が実運送を行う貨物の内容及び区間
- ③実運送事業者の請負階層

を元請事業者に対して通知し、そこからさらに利用運送を行うときは(i)～(iii)の事項を委託先の運送事業者に対して通知します。なおその際に、**当該貨物の運送が実運送体制管理簿の作成対象である旨を確実に委託先へ伝達する**ようにしてください。以降はこの通知フローの繰り返しとなります。

元請事業者は、実運送事業者から通知を受けた①～③の事項を実運送体制管理簿に記録することとなります。



出典：国土交通省「改正貨物自動車運送事業法 Q&A (令和7年1月31日時点)」

実務でのポイント

元請事業者が実運送体制管理簿を作成するには、下請事業者との緊密な連携が不可欠です。

適正な整備体制を整える方法として、①連携可能な範囲で利用運送を行う、または、②1次請けまでに制限するという2つが考えられます。私は後者を推奨します。なぜなら、下請の裁量を残すと、意図せず下請構造が広がる恐れがあるためです。それならば実運送ができる確約を取った上で、協力会社に依頼するほうが安全で、管理も確実になります。

改正貨物自動車運送事業法(改正トラック法)に関して、わからないことや困ったことがあればお気軽にご連絡ください。



運行管理者試験対策講習を実施

運行管理者試験は年2回、3月及び8月頃に実施されます。今年も3月の試験(2/15～3/16に実施されました)に向けて、以下の対策講習を担当いたしました。

実施場所	日程	講習スケジュール
(一社)埼玉県トラック協会様	1/18, 1/25	1日目 午前 貨物自動車運送事業法関係 午後 道路運送車両法関係、道路交通法関係
(一社)AZ-COM丸和・支援ネットワーク様	1/26, 2/1	2日目 午前 1日目の総復習 午後 労働基準法関係、実務上の知識及び能力
(一社)群馬県トラック協会様	2/2, 2/9	



一般社団法人AZ-COM丸和・支援ネットワーク様での試験対策講習の様子

佐久間式スバルタ講習

今年の試験対策講習は、近年まれにみるスバルタ方式で実施しました。特に2日目午前の過去問演習で

は、「5人連続正解するまで昼休憩なし」という厳しいルールを導入。不正解が出るたびに1問目からやり直しとなり、昼休憩予定時間を40分過ぎても続くハードな展開に。

しかし、その試験を乗り越えた受講生のやり遂げた表情は格別でした！ランダム指名で居眠りすら許さない過酷な講習を終えた皆さん、本当にお疲れ様でした。令和の時代に突入しましたが、私は昭和スタイルでこの講習を続けます。もっとも、私は昭和を経験していませんが…(笑)(平成元年生まれ)